

保健省

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

No : 4995/BYT-DP

ハノイ, 2020年9月20日

ベトナムへの入国者を監視する一時的なガイダンスについて

宛先 : -各省, 省レベルの機関, 政府直轄機関

-各省/中央直轄市の人民委員会

外国人によるビジネス目的でのベトナムへの渡航の許可に関する首相の指示を実施するため, 保健省は「ベトナムへの入国者を監視する一時的なガイダンス」を策定した。
(本文書に添付されている。)

保健省は各省, 省レベルの機関, 政府直轄機関及び各省・市の人民委員会が以下の内容を実施することを要請する。

1. Covid-19 の予防対策と安全確保のため, ベトナムへの入国者を監視する一時的なガイダンスに規定される内容の実施。
2. 入国者がベトナムに滞在している間に, Covid-19 の予防対策の実施の検査, 監督, 評価を行う。
3. その実施結果を保健省(予防局)に報告する。

詳細については, 保健省予防局に連絡するようお願いする (Ha Noi 市 Ba Dinh 区 Nui Truc 通り 135 号)。

保健省は謹んで感謝を申し上げます。

チャン・ヴァン・トゥアン副大臣

宛先 :

-首相府 (報告のため)

-ヴ・ドック・ダム副首相 (報告のため)

-保健大臣代理 (報告のため)

-Covid-19 国家対策指導委員会のメンバー

- 各副大臣
- ベトナム労働総連合会, VCCI
- 保健省官房局, 医療環境局, 診療管理局
- 計画財政局, 医療機材・施設局, 広報・表彰局
- NIHE, Pasteur
- 各省, 市の保健局, CDC/予防局
- 保健省のポータルサイト
- 保管: 文書, 予防

ベトナムへの入国者を監視する一時的なガイダンス
(2020年9月20日付保健省の文書 4995/BYT-DP に伴って公布される。)

I. 目的：

ニューノーマル状況における入国者の監視，検査を実施し，予防対策を実施しながら経済を発展させるという2つの目標の実現を確保する。

II. 適用範囲，対象

外交・公用旅券を保有する者，投資家，高技能労働者，企業の管理者，協力合意に基づく各対象者及びそれらの家族；海外からの学生；ベトナム人の家族である外国人（以下入国者と呼ぶ）を含む感染症を良好にコントロールされた各国¹から14日間以上のビジネス目的で，ベトナムに入国する人

III. 一般原則

- 外国からの Covid-19 感染リスクを軽減させるため，監視，医療隔離に関する Covid-19 国家対策指導委員会及び保健省のガイダンスを正しく，十分に実施する。
- SARS-CoV-2 感染症を発見するための検査計画及び保健省の関連ガイダンスを踏まえて，SARS-CoV-2 診断試薬を効率的かつ，適切に使用する。
- 国境ゲートで検査を実施する場合，シンプルかつ高感度で，迅速な結果が得られ，複雑な機材を必要としない技術（バイオセーフティレベル II の実験室を含む）を適用する。
- 監視，検査及び医療隔離措置を実施するにあたっての地方省，地域の能力，財源に合わせる。

IV. 実施内容

1. 入国前

- ベトナムでの具体的なビジネスの日程を添付し，入国時の隔離を実施するため，集中隔離施設²に登録する。
- 入国する3日～5日前に権限を有する検査施設により発行された，ウィルスの RNA を発見する検査技術（RT-PCR/RT-LAMP 等）を使用する SARS-CoV-2 陰性証明書を準備する（英語の記載が必要）。

2. 入国時

- a) SARS-CoV-2 陰性証明書をチェックする。
- b) 感染症疑い症例を発見するために，体温を測り，医療検査を行う。感染疑い症例が

発見される場合、規定に基づき措置を講じる。

c) 集中隔離施設の情報を集めて、各地方省が引き続き経過観察し監視するために通知する。電子医療申告、追跡用アプリケーションのインストール・使用を指導する。

d) 国境ゲートにおけるサンプル採取・検査を行う。(あれば)

-専用なサンプル採取エリアを設置し、予防対策を確保する。

-サンプル採取エリアへ移動する際の導線を整理する。

-サンプル採取³

-ウィルスの RNA 又は抗原⁴を発見するための検査技術を使用する迅速検査を実施する。

-検査結果が陽性の場合、Covid-19 感染症例に対する規定に基づき、医療施設で集中医療隔離を直ちに実施し、サンプルを採取・検査し、治療を行う。

-検査結果が陰性又は不明の場合、登録済みの集中隔離施設に、機関又は各地方省の人民委員会が手配した専用な移動手段で移動させ、保健省のガイダンスに従い、移動時の安全規定を確保する。移動は 2020 年 3 月 20 日付の保健省の決定第 1246/QD-BYT のガイダンスに従う。

-迅速検査の結果に基づいたグループ分類をして、入国エリアから出る導線を整理する。

e) 国境ゲートで迅速検査を実施しない場合、登録済みの集中隔離施設に移動させ、2020 年 3 月 20 日付の保健省の決定第 1246/QD-BYT における指導に従って移動時の安全規定を確保する。

3. 集中隔離施設

ウィルスの RNA を発見する検査技術 (RT-PCR, RT-LAMP 等) で SARS-CoV-2 検査をするため、サンプルを採取する。

-国境ゲートで検査を受けない場合又は検査結果が不明であった場合は、集中隔離施設に到着後、直ちにサンプルを採取する。検査結果が陽性の場合、Covid-19 感染症例に対する現行規定に基づき、医療施設で集中医療隔離を直ちに実施し、サンプルを採取・検査し、治療を行う。検査結果が陰性の場合、第 2 回目の検査サンプルを採取する時まで、継続的に隔離し、医療観察を行い、監視する。

-全ての入国者は入国してから 6 日目又は感染疑い症状が見られた時、第 2 回目の検査のためのサンプルが採取される。検査結果が陽性であった場合、Covid-19 感染症例に対する現行規定に従って、医療施設での集中医療隔離を直ちに実施し、検査用サンプルを採取し治療を行う。濃厚接触者は 14 日間の隔離措置を受ける。

-2 回目の検査結果が陰性の場合、14 日間の隔離を完了するために、滞在先⁵への移動が許可され、引き続き自主的隔離を実施する。予防対策は、保健省の現行ガイダンスに基づいて実施する。

-隔離施設から滞在先への移動は保健省の規定に基づき、専用の手段を使用しなければならない。

4. 滞在先

- 医療観察，隔離，予防対策，地域社会への接触を控える措置を厳正に実施し，感染疑い症状が見られた場合，直ちに医療機関に通知する。
- 毎日，入国者に接触する人がいる場合，14日目が終了するまで，その接触者の氏名，電話番号をリストアップする。
- 地元の保健機関は規定に従って医療観察を実施し，入国日から14日目に又は感染疑い症状が見られた時に，ウィルスのRNAを発見する検査技術（RT-PCR/RT-LAMP等）で，SARS-CoV-2のサンプルを採取し，検査する。検査結果が陽性となった又は陽性が疑われた場合は，Covid-19感染症例に対する現行規定に従って，医療施設における集中医療隔離を実施し，サンプルを採取・検査し，治療を行う。

V. 実施の役割分担

1. 各省庁

- 各所管範囲内において，各機関・組織のニーズに基づいて，ビジネス目的でのベトナムへの入国者を提案し，検討，解決のための各地方省の人民委員会及び公安省（出入国管理局）と協力する。
- 各地方省の人民委員会と協力し，関係機関が移動の導線，医療検査サンプル採取・検査，隔離施設への送迎の厳正な監視；医療施設の管理；治安，秩序の確保及び感染症予防対策安全確保のための活動実施を含み，入国者を管理するよう指導する。
- 入国を希望する地元で立地する機関，組織，専門家は本ガイダンスに規定される内容及び国家指導委員会，保健省の関連指示文書を実施するよう通知し，指導する。
- 外務省及び保健省は本ガイダンスの関係各国において，検査を実施し，陰性証明書を提供する権限のある医療施設のリストを更新する。

2. 省，市レベル人民委員会

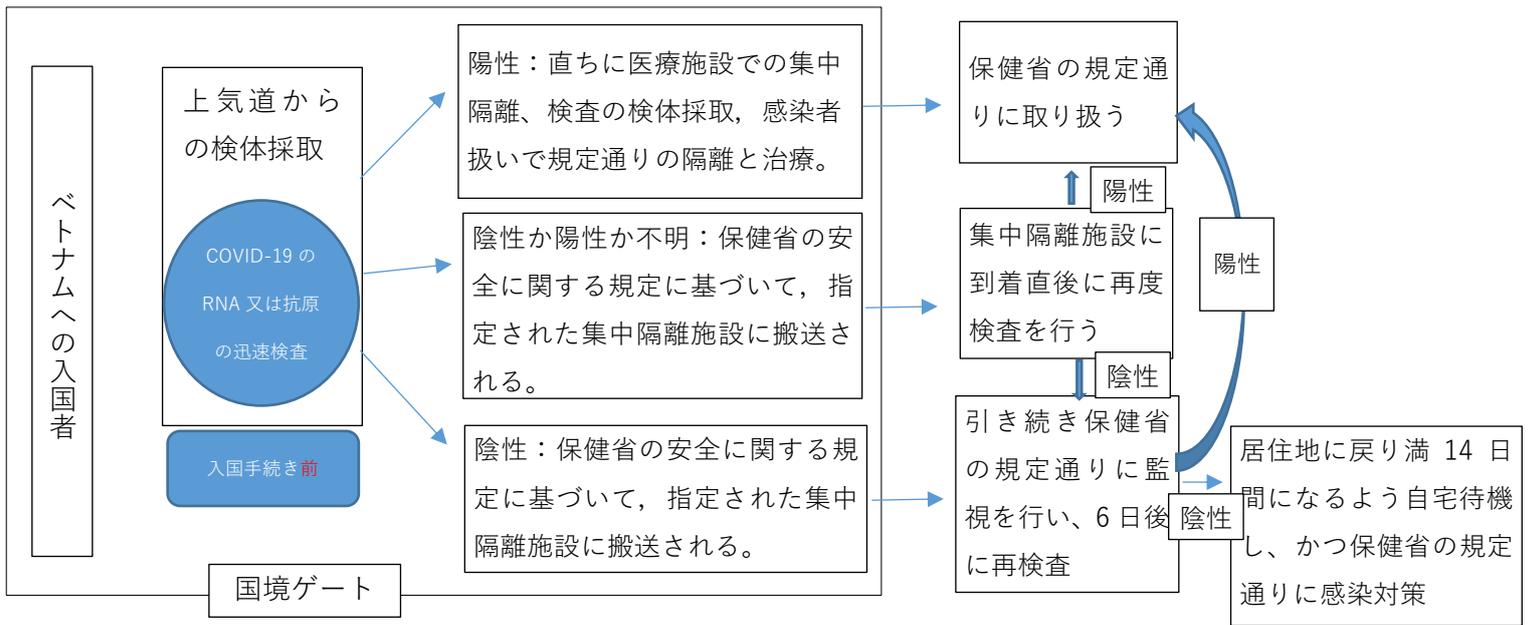
- ・管轄の機関，組織のニーズに基づき省レベル人民委員会は同省でのビジネス目的で入国する人のリストを作成し，公安省（出入国管理局）と協力して処理をする。
- ・保健省のガイダンスを遵守した感染対策を実施できるよう管轄の隔離施設リストをレビュー・更新する。
- ・入国者の移動の動線，医療的監視，検査のための検体採取などの実施について関連機関に指導する。また入国者の送迎，隔離施設をしっかりと管理し，セキュリティー・安全確保業務や感染対策における安全対策も十分実施していく。
- ・管轄内で，ベトナムへの入国するニーズがある者を有する機関，組織，専門家個人に対して，本規定，新型コロナ対策国家指導委員会，保健省のガイドライン，指導文書を遵守するよう連絡，指導を行う。

- ・省・市保健局に対して、省・市の能力に応じた検査のための検体採取、新型コロナ感染の疑い又は感染者を監視、取り扱うよう業務を割り当てる。
- ・指定隔離施設での感染対策、入国者・その関係者に対する感染対策活動のための検査の実施、監督を行う。
- ・入国した専門家の搬送を行い、又は機関、企業、ホテルに規定どおりの搬送を行うよう指示する。14 日間以内の移動は専用の移動手段を利用するか又は保健省のガイダンスに従うものとする。

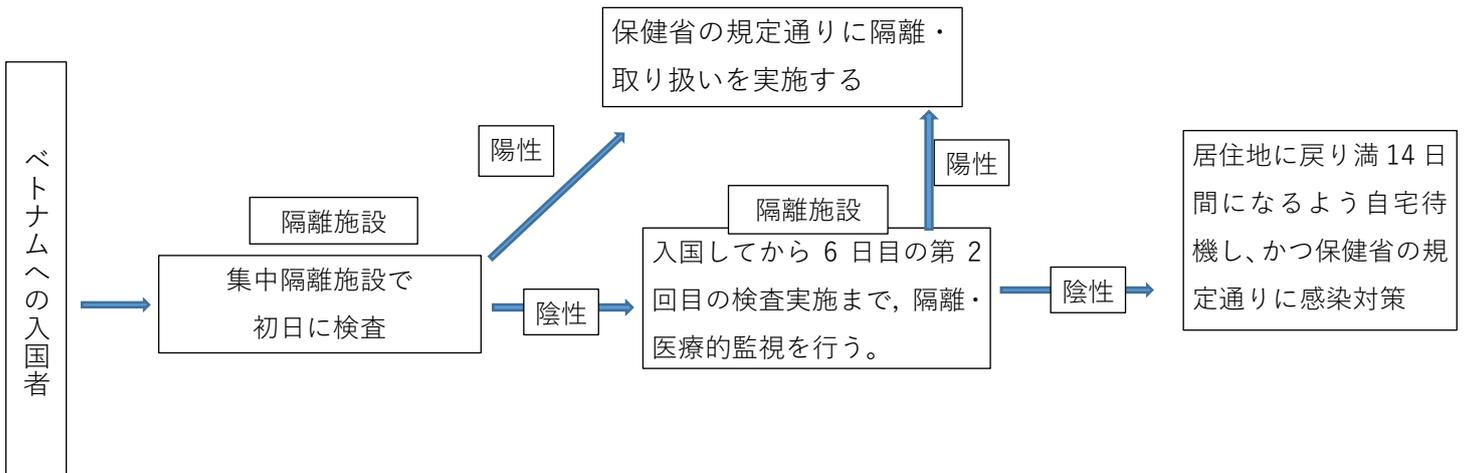
3. 入国に係る機関

- ・関係機関と協働し入国者を管理する計画を作成する。
- ・入国者と仕事する者のリストを管理し、感染対策の実施のため関係機関にリストを提供する。
- ・新型コロナ対策に関する規定、ガイダンスを遵守し、かつ入国者および関係者にベトナムの新型コロナ対策に関する規定の情報提供、指導を積極的に行うようにする。

付録 1 : 国境ゲートでの検査を実施する場合



付録 2 : 国境ゲートで検査を実施しない場合



¹ 感染症が良好にコントロールされた国は実態に応じて更新される。現行規定に基づき、ベトナム人及び他の国からの入国者を監視、隔離する。

² 省、市の人民委員会が集中隔離実施場所として認めた各ホテル、場所

³ 上気道の液

⁴ 保健省が許可した又は WHO 又はアメリカの CDC が使用を推奨する試薬であり、高感度のある抗原を迅速に発見する診断試薬の使用、唾液検体使用を優先する。

⁵ 入国者の居住地、公務住宅、勤務先